

## 第5回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議 概要

日時：H23.12.14(水)10:01 12:21

場所：議事堂3 F 301 委員会室

出席者：会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員（7名）

資料：第5回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議事項書

資料1 通年議会の課題等に関する意見等

### <検討会議事録 概要版>

委員：ただいまから、第5回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を開催する。前回のプロジェクト会議では、通年議会の課題等について、各委員からいただいたご意見等を受けて、個別の項目について具体的な検討を加えた。各項目のうち2の本会議の運営方法等については、検討が終了しているので、本日は残りの項目について検討を行いたい。

本日の検討項目に入る前に、前回の検討結果を確認したい。資料1に基づき、事務局から説明をさせる。

事務局：お手元にお配りしている資料1は、前回の資料1の一番右側に、前回の検討結果の列を加えたものである。それでは、確認をさせてもらう。

まず、項目名、定例会の招集回数及び会期についてである。いろいろご意見をいただいているが、一番最後に再度検討するということになったので、検討結果のところは最後に検討ということにしてある。

第2の本会議の運営方法等のところであるが、2番目の議案、請願等審査の方法のところについては、本会議における議員間討議の充実のために、委員長報告に対する質疑の活発化といったことが課題であったが、検討結果としては、現行制度でも委員長報告に対する質疑は可能であるので、必要に応じて質疑を行えば良いのではないかとということである。また、委員会における委員間討議で実質的な議論ができるので、本会議における議員間討議のための新たな制度については、特に必要ないのではないかと結論だったかと思う。

であるが、委員長報告に重みを持たせるということについて、必要であるというような意見だったかと思うが、それについて具体的な手法をどうするかというところが、

結論をいただいていないので、ここを検討事項とし、本日さらにもう一度このところをご確認いただきたい。

2 ページの上から 2 つ目、( 3 ) 請願の処理経過及び結果の報告のところの、処理経過及び結果の報告があった場合の取扱いであるが、請願の処理経過及び結果の報告があった場合、原則として、所管する常任委員会において調査を行うものとするという結論だったと思う。現在は、議場配布はされているが、それを委員会で調査を行うかどうかは、それぞれの委員会に委ねられているので、必ずしも調査されていないということもあることから、このような結果になっている。

3 の質疑と質問の分離のところである。これについては、議案に関する質疑は必要であり、質疑と一般質問は明確に分離すべきであるという結論であったかと思う。

4 の議案に関する質疑の方法である。( 1 ) から ( 6 ) までは「特になし」であるが、( 7 ) の質疑時間については、現行の 15 分が短いのではないかというような問題提起があったが、質疑時間はどのくらいが適当なのかというのは難しいが、現行制度、議会運営委員会の申し合わせで決定されているので、現行の 15 分程度のままで良いという結論であったと思う。

県政に対する質問の方法のところは、議員個人ではなく議会全体として論点を明確にしなが、執行部に対する質問を行う方法の検討であるとか、文書質問制度など新たな質問形式についてのところである。検討結果は、一般質問は、議員個人の裁量が大きい部分であり、それぞれ得意分野やテーマを持って行っている。議会全体として執行部に対峙していくのは、必要な課題があれば、代表者会議等の中で取りまとめていくことが可能である。なお、現在、会派内で質問項目の事前調整は行っているということで、以上から、一般質問は現行どおりという結論だったかと思う。

ここ の代表質問の取扱いという意見の中で、代表質問の機会と回数を増やすというような意見が出ていたかと思うが、これについても結論を出していないように思うので、検討事項ということで、本日再度確認いただければと思う。 の文書質問制度の取扱いについても、同じく結論が出ていないかと思うので、本日再度お願いしたい。

あと、7 の議会への提出資料のところであるが、まず、検討結果 である。現在、議案聴取会、全員協議会等の資料は当日配布だが、慎重に調査、審査するためには、事前配布が必要であるという結論だったかと思う。 であるが、議案聴取会の開催を余裕のある日程で議案審議するため、提案説明の翌日に行う必要はないかということに対して

は、資料が事前配布されていれば、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はないという結論だったかと思う。

最後になるが、一番下の9、会議録の調製は、通年制になった場合、年1回の調製になるので、なかなか確認ができにくくなるということで、通年制になるのであれば、会議規則を改正して調製回数を増やすべきという結論だったかと思う。

3ページ以降については、本日ご協議いただきたい項目であるので、よろしく願います。以上である。

委員：ただいまの説明に対して、何かご質問等はないか。

(「なし」の声あり)

委員：ないようなら、検討事項の確認だけさせていただきたい。1枚目の、委員長報告に重みを持たせることは必要なので、その手法をどうするかということと、それから代表質問の機会と回数を増やしたらという部分と、文書質問制度の取扱いをどうするか。この3点が前回の積み残しとなっている。これを後で議論いただくということでどうか。

(「構わない」の声あり)

委員：では、先に進ませていただく。それでは、本日の検討項目に入る。第3の委員会の運営方法等について、上から順番にいきいたいと思うので、3の常任委員会開催日数の増加ということで、常任委員会予備日及び委員会等予備日は、当然、議会活動を優先し、議員個人の予定は入れないルールをつくる必要があるという意見をいただいているが、まず、何かこれについてはいかがか。

委員：私はそのように書かせていただいたが、予備日を使う可能性が、最近是非常に多くなっていると思う。だから、議員それぞれが予定を入れても結構だが、委員会等が入った時は、必ず出られるような予定という形にするというのが本筋だと思うので、やはりルール化しておく必要があると思う。

委員：いかがか。

委員：おっしゃられるのは当然のことだと思うが、今もそうやってきていることで、改めてルールというのはどうかと思う。そのような意識でなければならぬのは当然のことだと思うが、ルール化が良いのかどうかということは、また別のところだと思う。

委員：空けておくのが当たり前の話である。だけど、「予備日だから何もないだろう」ということで、何か他のことを入れる人が多い。そうすると、そちらを優先するので、それはやはりいけないことなので、ルール化するかどうかは別として、そういう形をとって

いただきたい。

委員：そのとおり、これは当然のこと。

委員：予備日については規則とかに何か書いてあるのか。

事務局：ありません。

委員：ルール化ということは、どういうことか。

委員：ルール化というと、逆にみっともない話。空けておいて当然だということ。

委員：常任委員会または、分科会でできない部分が出てきたら、「予備日があるんですよ」ということからいけば、どんな形になるかわからないので、改めて確認するという意味でどうか。

事務局：これについては、今日が委員会予備日、明日は委員会等予備日ということで、基本的には、予備日は2日ある。その2日については、会議があることもあるので、委員が言うルール化というか、「みんなで確認をしていただきましょう」ということかと思う。

委員：今も改めて私も確認させてもらったが、委員会予備日と委員会等予備日があるという辺りも確認すべき。

委員：私も現行どおりで良いと思う。

次回、四日市市議会の事務局に来てもらうが、四日市市議会は、1委員会につき3回やる。なぜ3回やるのかちょっとわからないが、次回の四日市市議会事務局に来てもらった時に、どうして3日間あるのかを質問項目の中に入れていただければありがたい。想像だが、請願者のほとんど全員に来てもらうので、聞くのに非常に時間がかかるのかと思う。3日間確保しているようである。それプラス予備日なので、4日、5日確保していると思う。

委員：予備日が2日。日数も含めて、この会議で少し調査するということでよいか。

委員：調査する必要はあるのか。

委員：ない。聞くぐらい。

委員：現行の形の中で、改めて確認をするということでどうか。

委員：結構である。

委員：次の項目へ行く。(3)の議案の審査について意見をいただいているがいかがか。

委員：順番制で1期の方が最終年度には委員長をする、あるいは2期から委員長をしていくというルール、ルールというか、そういう申し合わせ的なところがある。それはそれ

で結構だが、議員だからみんなリーダーシップを発揮できると思うが、ある程度リーダーシップが必要ではないだろうかと思う。しかし、それをルール化するというわけにはなかなかいかないの、それはお互いの中で、会派で決める時にそういうものをよく吟味したうえで決めていく必要がある。「おまえ、今度、議長やれ。委員長やれ」という、そういうやり方はダメだというのが、私の意見である。

委員複数年任期制、今年も議論があって、委員長を2年するのかという話もあったが、それは各派世話人会の中で議論して、従来どおりでよいということになったので、そういう形で決められればよいと思う。

委員：私もそれでいいが、議論の継続性といった時には、複数年いってもいいと思う。偶然、私は県土整備企業常任委員会が今年2年目だが、1からもう一度というのではなくて、継続していくことは重要なこともあると思う。四日市港管理組合が複数年で替わっていくやり方にしたのと一緒に、物事を考えていくのは、やはり議論の継続性というものが必要だから、そのようにしていかなければいけないと思う。

私のこの書き方で少し問題があるかもしれないが、会派に一任というのは、やはり会派から選任をしてくる時に、全て縛ってしまうのではなくて、その辺りの議論の継続性は必要なんだと。そしてそれを含めて選任をすべきだろうと思う。先程、委員が言われたとおりだと私も思う。

委員：では、これについては、この5月にも議論をしていただいたところであるが、委員任期については現行でいいが、その都度、議運で議論するとか、複数年化等については現行の形の中で議論して決めていけば良いということではいいか。

(「はい」の声あり。)

委員：その前にもうひとつ。公開での委員間討議の充実・活発の仕組みは必要ということになっているが、この辺りはどうか。

委員：仕組みについて、「どうか」と聞かれたから「そうだ」と言っただけ。

委員：委員間討議は公開だったか。

委員：公開の部分と非公開の部分とある。

通常の委員会では公開である。

委員：非公開は委員協議。

委員：委員会で「委員以外の方、退室してください」と言った後は、非公開か。

委員：協議事項に入っているので非公開。

委員：先般の県産材補助の請願、この議論は非公開だった。あれはどういう場で非公開になったのか。たまたま委員長が居るが。

事務局：委員長が「暫時、休憩」とか、「これでもって閉会します」と言わない限りは、公開で行っている。

委員：だから、閉会してからではないか。

委員：あれは、終わってからの議員間の余談になっているのか。

委員：委員協議に入った時には、非公開という話。

委員：議会で非公開というのは、改めて「非公開ですよ」と言わない限りは、基本的に公開ではないのか。

だから、委員協議であっても、「これは非公開ですよ」と念押しして、初めて非公開。議会はそうじゃないのか。

委員：そうじゃない。

委員：秘密会は、あえて秘密会にしないと秘密会にはならない。

事務局：三重県議会の委員協議という場合には、通常、公開の委員会が閉会してからになる。その後、委員だけの非公式の場として、協議の場があるということである。

委員：それは非公開なのか。

事務局：はい。既にその時点では、委員会は終わっている状況である。

委員：終わっていたということ。

委員：でも、「終わります」と言っていなかった。

事務局：「これで終わります。執行部の方には、ご退室をお願いします。委員の方は協議願うことがございますので」ということです。

委員：それで協議したということ。

委員：ここは、委員間討議の充実・活発が必要ということで、仕組みそのものはどうするか。

委員：抜いておけばいい。

委員：課題としては、それはあるけれど、ということで。では、次に行く。(4)請願、陳情の審査。3人からいただいているがいかがか。

委員：請願、陳情が出てくる時に、今は政策担当者会議で聴き取って、それから出てくる。それで出てきたものを各委員会に付託され、そしてその後、必要であれば参考人というような形で呼んでいる。その政策担当者のところを委員会でしようとする、もっと複

雑になるのではないかと思う。提出期限までに委員会で聴き取りをして、それをあげていくというのでは、複雑になると思う。だから、各政策者担当のところで聴き取ってひとつにまとめ、各会派では政策担当者が聴きとった内容を説明してくれているのだから、今のままで、よいのではないか。請願について、委員会でまだまだ調査しなければいけない場合は、参考人として招致し直接話を聞くという、今の方法でよいと思う。

委員：私もそういう意味で書いた。請願がたくさんあり、政策担当者会議でいろいろ議論されている。その時に、どうしても請願者が委員会で説明したいという要望があれば、そういうものは断ることなく吸い上げていければいい。我々としても、どうしても請願者の意見を聴きたいという時は、必ずあげていくと。そこで反対とかどうこうとかではなくて、それはあげていくようにしていくほうがよいという意味で書いた。

委員：基本的には、県民のみなさんのお話を聴く、議論の場をつくるというのが、大前提にある。

委員：100%そういうことをルール化するということは、逆に混乱を招くと思う。そういう意味で書いたので、その辺りをよろしく願います。

委員：ここに書いたのも全く同じような思いで、請願者に対して説明する機会を保障していくということは大前提だと思う。ただ、今、実際に行われている政策担当者会議というものがある以上、そこの手法の問題として、きちんと整理をしていかなければいけないと思っている。他の先進事例とかを見て、制度化されているところもあるので、そこをしっかりと調査し、参考にさせていただければと思っている。

委員：今、政策担当者でいろいろやりながらずっときているが、その辺りどうなのか。

事務局：政策担当者会議という正式名称があるが、これは非公式の場で、請願をされたという方に来ていただいて、各会派の担当者全員そろったところで説明をされている。その請願に、紹介人となるのかならないのかも含めて、そこで説明を聴いたうえで決める。もし、まだ請願の紹介人がない場合は、請願にはならないので、事前の場ということになっている。これは、委員会等の公式な会議において、請願人が発言をする機会を保障するというものが諮問会議からの提言である。前回の資料、各県の状況を参考までに少し示したが、そういう保障制度というものを設けるのか、現行でも委員会が必要と認めるものは、参考人として招致することになっているので、全ての請願者を呼ぶということであれば、その委員会では、請願者を全て参考人として呼ぶということになる。これは委員会運営のところもあるが、それを議会全体としてどうしていくのかということ

ころである。

基本的には呼んでいくのか、例外的には呼ばなくてもよいというのがあるのかもわからないが、保障というところまでいくのかどうかというところである。

委員：今のシステムは、委員会の場で発言ができるということを、請願者が知っているのか。

事務局：できるというのではなくて、委員会が求めた場合である。求められないと、そもそも機会がない。

委員：委員会の場で発言ができるということを知っている人もいるし、知らない人もいるということか。そこを改めて「こういう権利が保障されています」「こういう権利がありますよ」ということを、言うべきか言わなくてもいいのかという議論は必要ではないか。

事務局：請願者となった場合、委員会で説明する権利というものはない。

委員：請願を出すという権利はある。請願を出して説明をする権利というものは、今はないが、チャンスはあるかもしれないということを、請願者に伝えていくかどうかというのは、少しここで議論した方がいいと思う。私は伝えた方がいいと思う。提出した思いを議員に知ってもらいたいというのは自然の流れだと思う。

事務局：三重県議会の政策担当者の方の集まった会議があり、そこで請願をしたいという人からの聴き取りがある。その後、その方々と常任委員会の委員長、副委員長と打ち合わせが必要となってくるかも知れないが、その辺りについては、委員会としてどうするかというのは、今のところは委員会の判断ということになっている。請願が出されれば認めるんだという、さらに進んだ形にするかどうかというところだと思う。

委員：私も少しその辺りを調査する必要があるというように書いたが、そういうことをよく調査して、その必要性を我々県議会として認めるのであれば、何らかの形で知らしめる方法を考えるということではよいのではないか。この場はそのようにしておいて、最終的には、また上で決めるとかでよいのではないか。

私としては、請願をする権利があるので、請願者は委員会で必要とあれば、正副委員長の権限の中で、委員会に出席して要望とか意見を述べることもできるというようにしておいた方がいいのではないか。だから、そういう要望があったら委員会で諮り、「全てがオッケーですよ」と。あるいは、「これについては問題がある」ということもあるかも知れないが、その辺りは委員長、副委員長が最終的に決定するというところでよいの



ではないか。

委員：前回の資料4に、各都道府県の請願者の説明機会という、保障についてという資料がある。その中には、希望する請願者がとかもあるし、長野県だと「請願者・陳情者に限らず希望する者は、誰でも事前に書面で申し出ることにより、10分程度発言できる」というものもあり、各県によっていろいろやり方が異なる。もう少し詳しく調査する必要があるのではないか。

委員：もう少し詳しく調査する必要があるというご意見があるので、現行がどうなっているかということも含めて、いくつか例を示しながら検討事項として次回にすることとでよいか。

事務局：現行では、例えば当該委員会で請願が2件出ているとして、その請願2件の請願人の方を呼ぶと決定されれば、参考人として呼ぶことになる。ですので、例えば年度初めに、「請願が出てくれば、全ての請願人を呼ぶ」と委員会で決定されれば、全部呼んでいくということになると思うが、その決定が他の委員会も拘束をするという形にはなっていない。それぞれ委員会の判断でということになるので、請願によって参考人が必要か必要ないかを決めるのは、基本的には委員会の判断ということになっており、保障とまではなっていない。

委員：この資料を見ると、「希望する請願者が」という言葉が非常に多くある。三重県議会の場合とは少し違うのではないかという気がするが、その辺りはいかがか。例えば請願者に、こちらから「保障しますのでどうですか」というようなことを、こちらから問いかけていくのか、その辺りがどうなのか。

委員：また元へ戻るみたいな話だが、請願者については、政策担当者会議があって、その時には紹介議員もあつたりなかったりするが、その時に、その趣旨や思いを確認しながら前に進めようということで、その場をもっている。保障とまで言えるか言えないかわからないが、今のやり方はそのようなので、各会派から出てきた政策担当者がそれを聞いて、そして各会派へあげていき、その紹介議員になるかならないかも含めて決める。請願となれば、委員会に付託された時に、委員会が必要と認めれば、そこでやるべきだと思う。請願者からいえば、その発言の機会、趣旨を説明する機会は、全然無視はしていないわけで、今でもそれはあるというのが、一番基本だと思う。だから、特にそこまでルールをつくる必要があるのかと思う。

委員：私は必要だと思う。県民のほとんどが、請願という権利があるということを、ほと

んど知らないと思う。一部の人が知っていて、またその一部の人が、報告することができるのではないかということであれば、何かの手法で「請願を出していただきましたね」と伝え、委員会で「思いを告げたいと思いますか」というようなアプローチも、何かの形でルール化した方が丁寧ではないかと思う。

委員：請願者は請願できるということを知っている。請願者が希望する場合は、委員会で意見を申し述べることができるというようなことを知らしめておけばよい。北海道や福島県などを見ていると、「請願者が希望する場合は、委員会の許可で発言ができる」と書いてあるので、知らしめる方法を考えておけば良いということ。

委員：そのとおり。

委員：それを何らかの形でみなさんが共有すればよい。知っている人、知らない人がいるというのはまずいということ。

委員：しかし、意見の中には、現行制度の政策者担当会議だけでカバーできているのではないかという考えがあるということでしょうか。

委員：議会だよりも、請願云々ということで、いつも項目が書いてあるが、もう少しわかりやすく周知できる。周知というと失礼だが、県民のみなさんに伝えるようなことをすれば、今、委員が言われる、もう少し議会としての説明責任というか、「このようなルールがあって、これについてはどうなんですよ」ということを、もう少し丁寧に、県民のみなさんにもご理解いただける方法、手段をとれば、請願という制度があるということをご理解いただけるのではないかと。

委員：よくわからないが、政策担当者会議というものは、国会でいう国対みたいな、非公式の会ではないか。非公式な会議で、「こういうことを請願者に伝えてください」ということがよいのかと思う。政策担当者会議という非公式な会議で、何か文書をこのように渡したらどうかとか、そういうことを言われてなかったか。

委員：いえ、ない。

あげていただく請願について、全ての内容を受け入れることができないものとか、この書き方が云々とかいろいろなこともあるし、その思いはどうかという確認は、政策担当者が行う。請願も紹介議員がなければ請願になってこないわけだから、そこで仕分けというとおかしいけれども、どういうものにしていくべきなのかということ、議論して請願としてあがってくるというルールは、このままでよいと思う。

それを公開にするとかしないとかというのではなくて、そういう門戸を広げながら、

議会として県民のみなさんのご意見を受け入れる方向に向かっていることを理解していただきながら、そのような形のもので整理をして、それで付託をされて、その時に必要であれば公開で参考人として来ていただいて、趣旨をお伺いする、または議論をするという今の形でよいのではないか。

ただ、今、委員が言われるように、「こんな制度がある」ということをお知らせする、その努力は、県議会としては、当然必要あると思う。審査の方法は、今の形でよいと思う。

委員：おっしゃるとおりで、私もそう思う。だから、今のやり方で良いと思うが、要するに、全員がそういうことができるということを知らしめるということだから、何らかの形で我々が議会として広報していくということによいと思う。

委員：大事なことではある。なぜかというと、請願権があると、保障されているとおっしゃるが、少し事務局に聞きたいが、例えば請願したいという場合は、まず事務局に来るのか。請願したいという場合、ルートがいろいろあると思う。請願というテーブルに載せる手続きを教えてもらいたい。

事務局：まず事務局に来るというルールは特段ない。知った顔なじみの議員のところへ相談されるとか、いろいろある。基本的にはそちらの方が多くはないかというように思う。

委員：多分、議員に相談をして、請願をあげたいとまとめる。会派の中で「こういう話があるけどどうか」という相談をし、政策担当者会議の中で「こういう請願があがってきた」となる。そこで、会派がオッケーという形で進んでいるわけである。だから、委員会の権限と、政策担当者会議の権限とは、自ずと違ってくと思う。中身を審議して、議論を交わして結論を出すのが委員会だと思う。だけど、今は、お願い事があった窓口優先の中で選択をされているんじゃないかと思う。私も政策担当者の委員だが、ほとんど出ていない。他会派に任せているが、あまり意味がないように思う。実は、委員会の中でもっと審議をすればいいと思っていた。だから、私はどちらかということ、今のシステムはちょっと検討された方がいいのではないかと思う。どういうことかと言うと、常任委員会の中で請願者の意見を濃厚に聴いていくというスタイルの方がいいと思う。

委員：今おっしゃったこともよくわかるが、基本的には、紹介議員というのは、大概会派の中で「こういうものをどうしてもあげたい」というように頼まれることが多い。

そうすると、その会派として、まず検討する。それで、政策担当者会議が開かれて、

そこで会派間の調整をきちんとされるわけである。その中で、ある程度、意思統一を図ってまとめてくるので、直接、委員会へ出されてしまうと、とてもじゃないけれどまとまらない。文書もまとまらないと思う。今は、それぞれの会派の政策担当者が、部分部分をひとつずつ確認しているので、本当に苦労していると思う。それを請願者に対して、内容はかわっていないか等をすり合わせしている。そこまでやって、やっと委員会に付託されてくるので、こういう形でやらないと、私はまとまらないと思う。

委員：そのとおりです。そのお話を聴きたかったので、結論は、今の体制でよいわけです。

委員会の中で請願者の発言を保障するというよりも、それはスタイルの部分のことだけで必要ない。

委員：いや、必要がある。賛成反対の委員がいるので、そこで請願者がどういう意見を持っているのか、どういう要請をしているのか、それを十分にそこで議論して賛否を取るという形になるので、委員会も重要。

委員：どちらを重きに置いているかということから言うと、会派の請願の窓口を大事にしている。

委員：重きは、どちらにもない。

委員：ないのか。

委員：要するに、直接、委員会に請願を出すということは、まずできないと思う。会派間の調整というのは、絶対に必要である。

委員：私の話の仕方がまずいので、私自身も何を申し上げたいのかというのが整理つかなかったが、つまり流れ、請願の流れから言うと、この部分については、やはり先程委員がおっしゃったように、PR するに留まるのではないか。委員会でも意見を言うことができるということに留まるのではないか。

委員：それで良いと思う。

委員：確認したい。流れはよくわかった。今までどおりということは、委員会に付託された請願の話し合いについては委員会の中で行き、その委員会が必要だと判断した時のみに請願者を呼ぶということではいいか。私は、委員会からの声掛けではなくて、請願者がその場に居られるような権利保障すべきだというように話を聴き取っていたが、そうではないのか。

委員：この案件については、今のままでよいと思うところもあるが、四日市市議会は、ほとんど請願者が出てきて説明をするが、三重県議会では、純粹に委員会に出て、自分の

思いを伝えたいという団体は、現状では多分ないと思う。それは周知徹底というのが、議会だよりとかいろいろあるが、やはり広報の仕方に何かに工夫が要るのではないかと  
いうように思う。

委員：今まではそういう形であったが、これからは、委員長、副委員長が呼ぶだけではなくて、請願者が意見を述べたければ述べるということだと思ふ。そういう  
形のものを広報してつくり上げていければ、私は、両方ともがいけると思う。

請願者も、どうしても委員会に出て「我々の思いを聴いてほしい」ということもでき  
るようにしておけば、委員長副委員長がそれを拒むことは、普通はしないと思う。その  
ようにしないとイケないと思う。だから、その辺りを広報していけば良いということだ  
あって、今の段階ではそこまで留めたらどうかというのが、私の意見。

委員：ということは、現行どおりということではなくて、新たに希望すれば委員会での発  
言ができるということを加えるということか。

委員：そういうことです。

他県では、そういうことを書いてある。

委員：ほとんどの請願者は、委員会に出て発言ができるということを知らないと思う。そ  
れを知っていただく工夫というのは必要なのではないかと思う。文書だけでいいか、委  
員会で発言したいかは、請願者に任せればいい。あるいは委員会でもっと聴きたいとい  
うのであれば、当然、委員会と呼んでいただくのは結構だが、請願者の方々が委員会に  
出て発言できるということを、ほとんどの方は知らないのではないか。

委員：事務局、もう一度、現行の部分を説明してもらいたい。

事務局：請願者の方が、委員会でも発言できるというようにはなっていない。参考人として、  
出席を求めるといことを委員会が決定し、都合がつけば委員会に出るといことになる。  
必ずそこでできるということではないし、都合がつかなければ出られない状況もある  
のかもわからない。できるというまでの制度保障というのはされていない。

委員：できるという言い方ではなくて、委員会が認めたら発言できるということを請願者  
は知らない、私は思っている。だから、自主的に発言したいということが、今まで現  
れていなかったのではないかと思う。

委員：請願者の方は、まず、政策担当者の各議員に、「こんなことでどうにかならないのか」  
と相談し、「そうしましたら、請願を出しましょうよ」という話で今、大体あがってき  
ている。問題についても、政策担当者でそれを聴き取る。どんな思いがある、どんな趣

旨がある、そして意見も言いながら、この形のもので良いかどうか、文書的なものも一度整理をしてもらい、「これであなたの思いは伝わりますか」というところまできて、それから、会派にあげることになる。

意見を述べる機会は、政策担当者会議のところにある。それを審査するにあたって、必要であれば出席をしていただいて聴き取る。参考に議論を深めるという形ですから、根本的には絶対にウエルカムの県議会でなければならぬわけなので、今までの形のもので、より一層、県民のみなさんにご理解いただけるようなお知らせをしながら議論を深めていくということで、よいのではないかと。

委員：まとめていただいた。

委員：では、現行を周知するというところでよろしいか。

事務局：確認させていただくが、現行の周知ということで、最終答申にある、政策担当者会議以外の公式の公開の会議のうえで直接、説明する機会の保障については、特に必要ないという結論ということでよろしいか。現行どおりということで。

委員：それでよい。

委員：参考人招致の制度化については、現行は、参考人については、どうするか。

それをルール化する必要があるということが、2人書いてもらってあるが。

委員：私もちょっとわからないが、例えば、前回、教育警察常任委員会であったようなことは、なぜ起こり得るのか。それは、やはり制度化されていない、ルール化されていないから起こるのではないかと。

委員：参考人招致の制度はあるわけで、委員会の中で参考人として招いて、意見を聴き、議論を深めるということはある。あるわけだけれども、あの時には、最後の細かいところまではわからないが、委員会として、正副委員長を中心にして意思疎通がきちんとできず、確認事項を怠っていたため、あんな問題が起きただけである。

委員：もう一度、今の現行の参考人制度について、少し説明をお願いします。

事務局：委員会条例に参考人ということで、委員会が参考人の出席を求めるのは、議長を経なければならないということになっている。参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件、その他必要な事項を通知しなければならないので、参考人を呼ぶ場合は、委員会で決定をしていただいて要請をすることになる。

委員：先ほどからの話だが、教育警察常任委員会で、請願に対しての参考人招致はないと、ある委員が委員会で言ったが、それは違おうだろうということで内容の問題ではない。

委員：それは、利害関係者の件ではないか。参考人じゃなくて利害関係者を呼んだことがないという一部の方がみえて、それで委員会の中では、「そうだから仕方がないな」というようになったが、後から利害関係者も呼んだ事実があったということだったと思う。

委員：だが、ルールはある。

委員：請願についてもルールはあるのか。

事務局：請願についても、今の制度の中では参考人という形で呼んでいる。制度はあるということになる。

委員：わかった。

委員：あまり議事進行を妨げたらいけないが、前回は、委員会で参考人を呼ぶことが決まって、決まったら事務局がその請願者に、来るかどうかを聴かなければならないが、それが聴かれていなかったのではないか。

事務局：前回は正副委員長一任ということになっていたが、やり方は、直接、委員長が声を掛けられる場合もあるし、事務局を通しての場合もあり、いろいろなケースがあると思う。

委員：それは今後、事務局からきちんと要請をするというように決めていかなければいけない。

委員：それは、事務局がというのではなくて、委員会。ただ、事務局に手伝ってもらってもわからないが、委員会として「どうするのか」という形で進んでいくべきものが県議会なので、私も委員長の時に参考人も呼ばせてもらったし、52年ぶりの公聴会もさせてもらったが、細かいところでわからないというところは事務局に手伝ってもらいながら、委員会としてやっていくことになる。

委員：議員に任せるといけないと思う。

委員：それはちょっと中身が違う。要するに、委員長名で当然、依頼をするのだが、たまたまその時に、請願者をよく知っている方が直接電話をしたということ。それがいけないということ。

委員：だから、委員会で決めたら、きちんと事務局が案内だとか、そういうものをつくって出さなければいけないということ。

親しいから電話するということではいけない。

委員：そのとおりだが、「事務局に、事務局に」というのではなく、条例とかは委員会の運営方法が書いてあるだけで、事務局の仕事の手本が書いてあるわけではない。言うこと

はわかるが、あまり「事務局が」と言うと少し議論が重たくなる。県民のみなさんの声を聴こう」という形のものだから、もっと議会として有効的に活用するようにということで、こういう制度はあると思う。その制度を活用しながら、もっと必要とあらば参考人、また公聴会もするなり、いろいろな方法をやっていこうということでよいのではないか。

委員：それでは、参考人招致についても現行どおりということでよいか。

では、次に行く。委員会の県内・県外調査についてであるが、2つの意見があるが、いかがか。

委員：私はそういう意見である。委員会というのは、今の段階では毎年委員が変わる。1期の方々は、それぞれの地域を見る、調査をするということは、私は非常に大事だと思うので、このように書いた。「政務調査でやれ」と言われればそれでもよいが、議員が活動として行く場合は、やはり委員会として議員活動として行くというのが、本来の形だと思う。

委員：そのとおりだと、私も思う。私も1期で初めて委員会の調査に出させてもらい、非常に得るものがあつた。委員会が1年に1回替わるとなれば、必然的にそういう場を通してお互いの研鑽を高めていくというのが望ましいのではないかというように思う。もちろん、政務調査でそれぞれ調査をするということは必要かと思うが、委員会については、私はそのように思う。

委員：ひとつ付け加えさせてもらいたい。例えば、2年間一緒の委員会でやるとか、通任で4年間同じ委員会にいるというように決まった場合は、またこれはやり方が変わると思う。例えば、2年間同じ委員会で動くということであれば、2年に1回行けばよいのかもしれないし、その辺りは今後のやり方によって変わると思うが、私としては、政務調査のこととは別としていただきたい。

委員：議会と議員と会派の活動のあり方というのが、この後に出てくると思うが、その中に含めていければいいと思う。委員会として必要があるということであれば実施すればよいわけである。やらなくても良いけれども、必要となればやることは拒まない。

しかし、通年制を見ていった時に、経費のこともいろいろなことも言われているので、会派とか議員個人の活動とかいろいろなものがあるので、それを政務調査費ですれば、議会としていくよりも、ひとつの委員会の中でいろいろな人がいろいろなところを見てくれば、またこれも議論が活発になるのではないかと思う。そういうことから、やはり



今の現行のあり方をそのように見直していったらどうかと思っている。

委員：今、両方のご意見をいただいている。両方に、それなりの背景というか、理由があるかと思うがいかがか。

委員：折衷案というと失礼だが、廃止という言葉にせず、委員会での調査というのは、委員会で年間活動計画をつくるときに、どうするか委員会で議論してもらい、例えば教育警察常任委員会は、もう今年には必要ないと判断したら、やらなくてもいいのではないか。

事務局：委員会の県内外調査ですが、常任委員会の県内調査については、原則として日帰り調査を2回程度実施することになっている。県外調査については、2泊3日以内の行程で1回実施をすることができると、そういう申し合わせになっている。

委員：今、折衷案ということで、廃止というのではなく、必要があればという表現でとのことだが、現在のものも生きていてよいと思う。

しかしながら、もっと議論を深めるためにも、会派、議員でのことも含めるような書き方をしていただければよいと思うが、それはだめか。

委員：それでよい。廃止というと絶対にできなくなってしまう。私は、特に改選時期の1期の方の1年目2年目というのは重要だと思うので、そういうかたちでよいと思う。

委員：現行は、原則できる規定になっているが、どのような文章がよいか。

意見を書き加えて提案をするということではよいか。

事務局：基本的に代表者会議で決定されている項目であるが、県内調査については、常任委員会は原則として日帰り調査を2回程度実施ということにしている。ただ、県外調査になると、することができるというようになっており、県内調査と県外調査について、若干意味合いが違う。

委員：そういう意味合いでよいのではないか。

委員：ですので、現行のものをいじるということではなく、意見は加えてというお話だと思う。加えてそういう形のものができるようなことにしてはどうかというご意見だったというように受け取ったがいかがか。

委員：ということは、両方ともできるということにして、5月に、「県外県内調査どうされますか」というようなことを聴くということではどうか。

事務局：できるとかそういう言葉はあえて入れていないが、基本的に県内調査というものは、する方向が強いのではないか。

委員：だから、両方ともできるということにしてはどうか。5月に、県外県内調査の予定

とかを決めなければいけない。その時に、実施について聴いていくような感じになればよいということか。

委員：委員会で議論すればいいのではないか。

委員：基本的には、委員会で決めていくということ。

委員：必要とあらば、当然、委員会の中でやっていくことだと思う。今年でも9月の東紀州大水害において、私どもの県土整備企業常任委員会は、県外調査で2泊3日の予定があったが、それをやめて東紀州へ調査に行った。何が今必要なのかということは、委員会でやれば良い。行かなければならないんじゃないで、何が必要かということで調査は行うものだから。

そして、実施することを決めたとしても、現実としてあのようなことが起これば「こっちよりこっちだよ」という議論が出てくるので、それも含めて委員会にそのことをもう少し任せる。それとともに議論を深めるためには、会派であったり、議員としての政務調査費を使ってとまでは言わないが、「そういうことも含めながらやっていくべきでしょう」ということであげた。今、事務局から言ってもらったことについては、委員会で必要とあらばということによいのではないか。

委員：それでは、文言そのものは、今のままの文言で。原則実施、原則が付いているのと、できるという規定になっているので、今の意見は、今の中でできるということによろしいか。

(「はい」の声あり)

委員：では、次に行く。行政部門別常任委員会の中で、所管事項について行われている委員間討議を、もっと活性化できないものか。意見をいただいているが。

委員：思いを書かせていただいただけで、それについて検討して結論を出すという趣旨の意見ではないと思うので、特に必要がないということであればそれでよい。ここをどうするかということ話し合うのは、非常に難しいと思う。仕組みとしての結論は出ないので、意識を持ってやるということで、次にいっていただいたらどうか。

委員：よろしい。では、次に行く。次は、出席を求める説明員の範囲。通年議会の課題等は「特になし」とあるが、これは現状が妥当ということによろしいか。

委員：現状が妥当というのは、どういう意味なのか。

出席を求める説明員の範囲については、今、例えば全員協議会とかは誰の出席を求めているかわからない。本会議は求めましたという一覧表があるが、全員協議会は、当局

側が必要となるメンバーを集めて出てきているというように認識している。向こうも議論を深めるために出てきているが、もう少し執行部側との協議を深めていって、的確な陣容で来ていただければよいただけの話で、あまり必要以外の方まで、こちらが出席を求める必要はないということを、ここで確認すればよいただけではないか。

事務局：例えば全員協議会あるいは議案聴取会につきましても、執行部側は最小限、説明ができるスタッフが出てきている。部長以下室長等々ということになっており、部屋のキャパもあるが、その範囲内で議案に係る部分、本日の説明ができる職員ということで出ていると思うので、それは必要最小限を求めればよいということではないかと考えている。

委員：それでよいのではないか。

事務局：このページの3のところ、常任委員会の開催日数の増加というところで、通年議会の課題のところのところ、行政部門別常任委員会を1日2委員会の開催とする等ということで、所属委員会以外の委員会を傍聴しやすくすべきではないかということを書いた。諮問会議の答申の方で、三重県議会においては委員会条例において実質予算決算常任委員会と1つの行政部門別常任委員会にしか所属できないような形になっている。これの複数の行政別常任委員会への所属も認めてどうなのかという提起がされて、ここを少し検討をしていただくとありがたい。

委員：今は常任委員会は、複数入ってもよいのではないか。

事務局：今、行政部門別常任委員会が6つある。そのうち1つに入るということになっており、それを2つ所属できるとか、そのようなものはどうかというのが提起されている。これについてどうかということである。

委員：これの検討を少しさせていただきたいと思うが、いかがか。

委員：現行のままでよいのではないか。

委員：私も現行どおりでよいと思うが、2つの委員会に入れば、同じ日に開催できないので、委員会開催の日程も難しくなる。そのようなことも出てくるので、非常に難しいと思う。

事務局：そういう場合が出るので、1日1委員会になると思う。

委員：そうすると、6日間やらなければいけなくなる。そこまで逆に意欲のある方がいれば、それはありがたいことだけれども。現行どおりでよい。

委員：日程調整が困難になるということの意見であるが。

事務局：それと、今1日3委員会開いているやり方が、そのまま適当なのかということも、検討いただければと思う。例えば、1日2委員会にして3日間を2サイクルという、その分、委員会の開催日数は増えるが、それについてどうかということも、あわせてご議論いただきたい。

委員：確かにネットでも傍聴できるが、自分が所属している以外の委員会を傍聴することは難しい。3人の会派は、基本的には3委員会の様子しかわからず、それ以外の委員会の様子がわかりにくい。情報として間接的に聴かせていただくという感じになっているので、そうしていただくありがたいということはある。

委員：という意見だが、いかがか。

委員：それについては、私も意義はない。

委員：現行どおりでよいと思う。実際、各委員会で傍聴議員というのはいるか。

委員：先日あった。

委員：日数が多くなるとか、いろいろなことを言われている中で、今まで午前午後みたいな感じで一度にやっていたものを、2日間に延ばした。さらに日数を延ばして、議論が深まるからよいと、そこまで本当に腹を決めてやるのならよいことだと思うが、中途半端に物事が論じられているなら、今のままでよいと思う。1日1委員会は理想的なことだけれども、そこまでしなくてもいい。

委員：私も委員の意見に賛同するが、この会議で結論を付けるということでもない。推進会議の方に少数会派から「こういう意見が出ました」という報告くらいではないか。大きな会派の人間から見れば必要ないのかもしれないが、少数会派から「委員会の開催日数について考えていただきたい」という意見があるのであれば、上の推進会議の方に送っていてもよいのではないか。

委員：それでよいのではないか。

事務局：各会派への意見照会ということについては、このプロジェクト会議の結論を中間案のような形で一旦まとめた後に、各会派の意見を聴かせていただくような手続きは踏みたいと思うので、その前に、このプロジェクト会議としての方向性については、ご結論をいただきたい。

委員：中間案だから、それでよいのではないか。

委員：その中間案のところに、1日2委員会というものを入れ込むか、現行どおりとするか。

委員：プロジェクト会議としては、そのままいくと。ただし、少数会派からこういう意見があったと、ここで切れればよいだけの話ではないか。

委員：それを検討結果の中に書き加えておくということによいか。

委員：当然、会派の意見も聴かなければいけない。

委員：では、4 ページの 4 の本会議、委員会等の開催経費等というところについて、いかがか。

委員：通年になると会議日数が増えるのは当然だが、それほどばかげた増え方はしないと  
思っている。通年制のもと、招集権の問題が解決できないという議論の積み重ねが、  
今のこの改革へ来ていることだと思う。その中で、委員がいうように、日程がどれだけ  
増えるかはわからないが、必要な議論をしていく時に経費がかかるのは当然のことで、  
それに見合ったことの議論をし、それを県民のみなさんに説明責任ができるような形で  
いくべきことで、もう当然のことだと思う。

会期数を 2 回にしてきた時にも、経費節減にはどうしようという、みんなで知恵を  
出し合ってここまでできている。そして、全体の表の中にもあったが、平成 22 年度は、  
全体の経費も少し小さくなってきているという現実もある。これについては、さらに自  
分たちがそれについて努力をしていかなければならないのは当然のことなので、会期が  
通年になったからものすごく増えるというようには考えにくい部分がある。経費につい  
ては、それだけの説明責任は果たせる議員活動、議会活動が行われれば、それでよいと  
思う。

委員：そのとおりである。

委員：そういうまとめとさせていただきたいと思う。それから、改めて会期の見直しと会  
議日数のことは、関係はするけれどもイコールの話ではないというところの整理を、ま  
たしていただいたと思う。

では、次に行かせていただく。事務局態勢の充実等。日程がさらに増えることにより、  
日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加すると思われるというこ  
とについて、ご意見はいかがか。

委員：書いてあるとおり。1 期なので現実的には言い切れないところがあるので、増加す  
ると思われるという、少し控えめな表現とした。

委員：今まで議会改革をしながら、いろいろなことをしてきたが、事務局の態勢の充実が  
必要である。例えば事務局職員に対する人事権であったり、予算についても知事部局で

決めなくても、議会として知事に提案するなり、いろいろな議論が出てきている。そして、事務局は議会活動、県議会のサポートをいただくスタッフなので、当然それが充実していくことは必要だというように思う。

その中で、会期が延びることによる部分というのは、全体で支えていただくスタッフなので、日程の調整等の業務は増加すると思う。会議録等については、そのような形のものを規則で決めていけばよい。

この部分についてはよいと思うが、充実ということについては、議会としても知事部局と人事権の問題とか予算のこととか、そのようなことについての議論をしていく中で、この事務局態勢の充実を図るべきだと思う。

委員：それでよいのではないか。もし仮に通年制にして日程が増えれば、当然それに対して仕事の量が増えるが、どのくらい増えるかというのは、今の段階ではわからないので、事務局態勢の充実は当然必要だが、これについて云々というのは、今の段階では言えないと思う。このままでいくしかないと思う。

委員：それでは、懸念するという意見を踏まえながら、事務局態勢の充実が必要であるという検討結果としてまとめさせていただきたいと思う。

では、次に行かせていただく。議会と会派と議員活動のあり方ということで、バランスをどのように実現するかということで、意見をいただいているが、これについていかがか。

委員：なかなか読み取りにくいですが、議会と会派と議員の活動のあり方のバランスのとれた活動をどう実現するかというのは、それは各個人の問題ではないのか。当然、会期が延びたり議会の日数が増えることによって、拘束される時間というのは、確かに増える可能性はあるが、それはやはりそれぞれがそれぞれの活動の中で、さばっていくべきことなのではないかというように思い、あえてここに出して議論するものでもないのではないと思う。

委員：この会議も一番大事な結論に少し近づいてきたので、今回の会議の前に会派の方々に意見を出していただいたが、その中で、県民のところへ行って意見を聴く、あるいは叱咤激励を受けるということは非常に大事で、そういうことをきちんと保障できるような会期じゃないとだめだということを、おっしゃる方々が多かったので、こういう意見を出させていただいた。それをここで諮ってほしいということだが、委員の意見もわかるのでコメントしづらい。

委員：会期中に会派だとか個人の議員活動が制約されるものではない。拘束される日数の問題とのバランスということで、会期が長くなるから個人の議員活動ができないという問題ではない。そこは整理をしていく必要があると思う。

委員：これについて、意見の2つ目に議員の活動というようなことを書いていただいている。このとおりだと思うが、通年になったら、その部分がなくなるのか。今、2会期制でやっていて、例えば今は7月8月が、会期から外れているが、議員としての活動が、その2ヶ月で全部できているということではないと思う。議会の権能を守るために、例えば招集権の問題は解決しないから、その部分について、通年とか通任という議論になってきた。その改革をするがため、県民のみなさんが議論に参画していただくがために議論を積んできて改革を進めてきた。その中で、地元へ入って行って声を聴いたり、調査をして議論を深めていくということは、従来から求められていることで、当然のことであるが、それが会期中なのでできないということはないと思う。その辺りを少し整理してまとめるのが、私どもの会議の役目ではないかと思っている。

だから、会期が延びたら時間が大幅に少なくなる恐れがあるというが、自分の議員として議員活動が抑制されるということのないよう、活動の時間等についてはルー尔的なものが今もある。通年制になっても、頑張っていくべきことが、県民に対してやることで、その辺りのことが全部なくなることや、大幅に減るということではなくて、さらに頑張らなくてはいけないということではないかと思う。

委員：これは言われたとおり、本人の問題だと思う。ただし、今年2回制でできないのか。旧の年4回制の時代でできなかったことが、通年制でできるというような意味のこともあると思うが、今年2回制で十分こなしていけるんじゃないかと思う。その中で、私は過去の部分はわからないが、年2回制で何か不十分なところがあるのかと思っている。あえて急いで通年にしなくても、十分こなしていける課題もあるんじゃないか。それよりも、もっと休会を休会としてきちんと取って、その中で地元と、あるいはいろいろな政治活動も含めて活動するという、メリハリをつけた方がよいのではないかという意味も、この部分のところにある。議員活動の時、時間が大幅に少なくなるかどうかは、やってみないとわからないし、そうじゃないかもわからないが、とりあえず今年2回制でやった方がよいのではないかという意味合いです。

委員：先ほども言ったように、年2回制にしてきたのは、知事に招集権があって、なぜ議会の議長には招集権がないのかという、招集権の問題とかいろいろな議論があった。そ

の問題を解決するには、やはりこのように今まで年 4 回やっていたものを、一度に通年とはいかないから、まず年 2 回制にしていこうという、過去の議論というか経過がある。ここまで議会改革も進んできたので、目指すのは、通年制ということがあるのではないか。

今までやってきたその改革を外部から検証していただき、課題を整理しながら、招集権の問題も、ある程度の解決まではいかないけれども前進ができるのではないかということに来ていのに、今のままでよいというように固定的に思ってしまうのは、私は今までの改革の流れからいってどうなのかというように思う。あまり私が言うと一方的になるので、今までの議論の経過のことを、事務局から少し話をしていただいた方がよいのではないかと思うがいかがか。

委員：なぜ通年議事を議論しているのかというもとのところで、先ほどから議長の招集権の話なども出てきた。それがこの議会改革の中で、どういう議論を積み上げてきたかという辺りのところとか、そういうことも少しみんなで情報共有したうえで、議論させてもらわなければいけないのではないかと今、感じさせてもらっている。これは前回のプロジェクト会議くらいから、議会の会議日数と会期の問題はイコールの問題ではないということはずっと申し上げてきたのだが、会期を通年にするというところで、何を意図してそれを議論しようとしているのかという、その辺りのところを、もう一度立ち戻って情報共有をしてからでないかと、議論がかみあわない部分が出てくると思っている。

委員：議長の招集権の問題とかいろいろ話が出たが、それについては全てが全てオール賛成ではないわけだから、それはそれとすべき。この議会・会派・議員の活動のあり方としては、年 2 回制であろうと通年制であろうと、年間スケジュールは、ほぼ全て決まっている。通年制になってもスケジュールは、ほとんど決まっているわけである。その中で、例えば予備日等とか、そういうものについての日程については議会活動の中に入れて、ある程度、会派とか議員個人の活動のスケジュールからは省く必要がある。その活動をどのようにしていったらよいかというのは、先ほども出ていたように、個人それぞれの裁量の問題だが、トータル的な年間のスケジュールの中で、議会・会派・議員の活動というものは、自分である程度スケジュールリングしていかないとしょうがない。そこへ突然入ってきた場合は、これはもうしょうがないものである。そういう形で地元活動をやっていくのは当たり前のお話であって、そういうものが減るのではないかという



心配もされるが、これは当たり前の話である。だから、そういうものは当然やっていくべきことであって、それぞれのあり方はどうなのかと言われると、これは非常に難しい。そこまでは、我々が「こうしろ、ああしろ。」とは言えないと思う。だから、そこは通年制にせよ年2回制にせよ、きちんとしたスケジュールの中で組み込まれていく訳なので、そこまで深く心配することはないと思う。ただ、あまり話がそこまでポンと飛躍してしまうと、もう通年制ありきの議論になってしまう。

その中での課題はどうなのかということだが、もちろん今まで議会改革の中でいろいろ議論されてきたことは、ある程度わかっているが、そこまでポンと話がいってしまうと、もうそれになってしまうと思うので、その辺りは先程委員がまとめてくれたように……。

委員：通年制にしようとまとめた。

委員：それぞれでそれぞれの活動がある。また地域によっても違う。広いとか狭いとかあるので、これはしょうがないと思う。だから、そういった中で、スケジュールリングの中で活動をしていくということになると思う。

委員：では、ここにバランスのとれた議会・会派・議員活動をどう実現するかというように書いてあるのだが、この言葉を受けた形でなにかないか。

委員：トータルのスケジュールの中で、バランスのとれた活動になってくる。自分勝手にしてはいけないわけだから。

委員：その分量は、議員によって少し違う。

委員：全然違う。

委員：何に重きを置き、どちらにどれだけ割るかというバランスは違うが、バランスはそれぞれの議員が考えてやっていくことなのでということではどうか。それでは、そのようなかたちでまとめさせてもらう。

次へ行く。この意見についていかがか。

委員：このとおりでよいのではないか。

委員：年間スケジュールの中に組み込んでいくということで、検討結果は出させてもらってよいか。

委員：組み入れるとまでもいわずに、議会としての年間スケジュールは、ある程度組まれるので、あとは……。

委員：組み込むことは可能ということか。

事務局：年間の議事予定については、それぞれ閉会直前の議運で示している。向こう1年間の本会議日、委員会日、代表者会議と開会1週間前の議運等々については、年間議事予定案で示している。それから、県内外調査については、この時期にという概ねは示している。

その中には、例えば今の広聴広報会議というのは入っていない。そのようなものを組み込むのかどうかというのを議運で諮るまではいれないが、定例的に広聴広報会議等ができる日とかを含めて、できる限り事務局としても予定を示せるものは示して、議員活動とか各議員の方の地元の活動とか、極力行える日を示すことができるように気をつけているが、少し難しいところもあるという状況である。

委員：私も、確実に固定した日を決めていくというのは無理な話だと思うが、年間スケジュールを組む中で、余裕がある辺りに、大体でとりあえずこの辺りでというくらいは決められるのではないかと思う。スケジュールは組めるのではないかというくらいのニュアンスで書いた。

事務局：広聴広報会議の関係する部分もあるので、広聴広報会議でもまた同じような意見を出していただけるとありがたいと思う。

委員：ここは今、広聴広報会議の方で動いてもらっているところなので、先程の意見を尊重する形で、可能という形で出させていただく。

事務局：スケジュールのことはそれでよろしいかと思うが、議会報告会なり出前県議会、意見交換会等につきましては、広聴広報会議でも議論されるかと思うので、そちらの方に委ねるとか、そのようなことについてもご議論いただきたい。

委員：強制すれば可能だが、このことについては、広聴広報会議に委ねればよい。

委員：はい。それでは、そういうことで。

委員：基本的に委ねるということでもいいのか。

委員：別に委ねなくてもいい。議論をすれば、議論も必要であると書いてある。

委員：広聴広報会議もその中に入ると思うが、会期等の見直しと議会改革の目指すところにかかれた議会という部分が、全てがそこに入っていく。開かれた議会というものをどうつくっていくかというところで、広聴広報の部分というのはすごく大事なところだと思う。それは今、広聴広報会議の方でやってもらっているが、そのことも含めて、会期等のさらなる見直しというところでも検討していく大きな場だと思うので、そういう意味で、この諮問の最終答申の中にも、その部分がしっかりと書き込まれている。なの

で、広聴広報会議で、その具体的なところは検討されているが、この議論は、このプロジェクト会議でも大事な内容だと思う。

委員：女性会議とかに今年出させていただいたが、その中で出た課題については、委員会でも話題にされて、このようにリンクをするのだと思わせていただいた。今後も、こういう活動をきちんと年間の活動の中に組み入れていくということは、委員会なりで協議をしたり、あるいは何か政策提言のようなものにつなげるという可能性もあるのではないかと思う。ここの課題はスケジュールのことだけが課題にあげられているので、検討結果のところには書き込みにくいとは思いますが、ただスケジュールの中に入れ込めば良いということだけではなく、どういう意味合いを持って組み入れていくのかということも大切なのではないかと思う。

委員：最終答申を少し読ませてもらうと、「県議会議員は、地域の住民の代表であり、県民全体の代表でもあるという2つの面を持っているものの、二元代表制の一翼を担い、その機能を十分に発揮していくためには、議会として民意を共有し、議論を通して議会としての方向性を導き出していくことが求められます。このため、県議会総体として、議会報告会を行ったり出前県議会や意見交換会等、政策広聴の場を増やしたり、市町議会との交流・連携等を通じて民意を把握し、地域課題を共有する取組みが極めて重要です。これらの取組みが、年間の議会活動の中に組み込まれるよう調整していく必要があります」ということで、具体的には、その方向で広聴広報会議を進めていただいているが、今の方向性について、やはりどうしていくのかという議論は、ここでしておく必要が私はあると思う。

委員：とりあえずそういうことでよいのではないかと。

委員：この答申に基づいた方向で進められており、議会活動を年間スケジュールに組み込んでいく必要があるとか、課題があるとかそういう形でよいかと。

委員：複雑に話をしていくと、もう何かさっぱりわからない話になる。今言われたように、県土整備企業常任委員会でもこの間、菅島に行った時の課題があって、それについての意見とか実際はどうかという議論もあった。

広聴広報の重要性という意味から、副議長が座長を務め、取組みをしていただいているんだと思う。今回のように県民のみなさんの声を聴き、それをまた委員会へ持ってくることは必要。そして、それを充実させるためには、先程委員が言われた「このような形の中で取り組んでいくことが必要ですね。」ということ以上に何を言うのか。

委員：聴いた意見を、ただ聴きっぱなしではなくて、委員会に反映させる話は、今年初めてだと思う。

委員：それは広聴広報会議で議論した中身の問題だから、ここでそこまで議論したらいけない。広聴広報会議で議論されたものを委員会に反映していくという、中身はそれでいいのではないか。要するに、ここに2つ課題等が書いてあるので、これについてどうするかということ言えばよいわけではないのか。それ以外のこともどんどん入っていったら、時間がどれだけあっても足りなくなる

委員：広聴広報会議が取り組んできたものは、伸ばさなければいけないというのは、誰しも認めるところである。そのような形の中でスケジュールにどうなのかといたら、こういう形のもので取り組んでいく必要があるということで可能だし、それ以上もっと広聴広報のやり方についてここで議論という訳にはいかないのではないか。

委員：通年制になった場合に、スケジュールをきちんと組めるのかというところでそれで委員から意見がでたので、そのままあげていけばよいのではないか。

委員：では、先ほどの意見を検討結果のところに記述するというところでよろしいか。

委員：可能であるとしてもらいたい。

委員：広聴広報の必要性はあるし、それで副議長が座長でやっていて、はじめに言われた委ねることは当然のことながら、さらに頑張らないといけないという話。

委員：中身のことも、さらに頑張らなければいけないということで書かせていただいて、スケジュールについては調整可能というようなことで書かせていただく。では、次に行く。次は、通任期制につながる議会活動ということで、4年間の政策サイクルのあり方であるがいかがか。

委員：私は意見を書いているが、これを読み取ると、単年度運営していくという、いわゆる今の1年任期というように捉えられてしまうのではないかと思うが、私の場合、議員は4年間の任期をいただいているので、4年間で政策をきちんと視野に入れながら毎年やっていかなくてはならないということで、別に1年間というわけではない。

委員：私が書いたものをそのまま読んでいただくと嫌われるかもしれないので、最後の「このような意味合いからは目指すは」という所を、「このような意味合いからは、さらなる議会改革が必要だろう」ということに替えてもらいたい。

委員：別に反対賛成ではなくて、通任期というのは、4年間のサイクルを考えた場合、やっていく必要もあるかもしれないが、我々の県議会の状況からいって、今の段階では、

まだそこまではいっていないような気がする。これは、議長も4年にしようという意味もあるのか。委員会が4年ということなのか。

委員：通任というのは、議会がずっと4年間ありますということで、議長は4年やら委員は常任委員会で4年間いなくてはいけないとか、そのようなことではなく、議会は4年間閉める必要はないという意味。今議長は任期が2年というようになっている。これも議会改革でしてきた結果である。通任になれば、議長の職は4年間でなければならないというようなことはない。4年間同じ常任委員会にいなくてはいけないということもないし、特別委員会なんてその時その時必要なものをつくって調査・研究すればよいのであって、全部4年の任期そのままということはない。

委員：それなら、私の理解が間違っていた。

委員：最終答申で提案された通任期は4年間の政策サイクルである。今も県民力ビジョンを審査しているが、4年間の総合計画がどのように進められていくか、PDCAでどのようにこの4年間を見ていくのか政策サイクルを考えましょうというのがひとつである。それを考えると、通年議会では単年度で考えなければいけないので、通任期で考えた方がスケジュールはもう少し違ってくるのではないかという提言がこの中にはある。というのは、例えば今はそういう話にはなっていないが、議会報告会を1年間で考えるよりも4年間のサイクルで考えた方が、スケジュールがもう少し緩やかにならないかというようなことも含めて、この最終答申は提案をさせていただいている。

委員：それなら委員会活動もそういう形になる。4年間同じようなことをやっていくので、毎年替わっていても意味がないのではないのか。ここには、各常任委員会の委員任期や運営のあり方にも大いに関連していくと書いてある。

委員：そのようなことが最終答申では提言として出されている。

委員：それでは、これは具体的にどのようなようになるのか教えてもらいたい。

事務局：最終答申の中身であるが、例えば今回の「現場 de 県議会」というのは、2回2地域で行われた。通任期制という場合には4年間で「現場 de 県議会」をやるのであれば、今年はこの地域、来年はこの地域と、それもテーマはどういうテーマと、それもトータルで考えましようとかになる。常任委員会の委員の任期も1年から4年の範囲で考えたらどうかということになる。今年の役員改選の時にもその話は出ていたが、とりあえず1年でいしましようということになった。そういうものも4年の改選年のはじめに検討してはどうかということである。

委員：各派世話人会のところでもそれは出ていた。

委員：提案だが、年2回制と通年議会で、これだけかなり揉めているわけだから、通任期というのは、中長期的な課題として収めて、本題へ移ったらどうか。

委員：それでいい。

委員：これは非常に難しい問題である。

委員：では、まずは、通年議会の議論をしてからということで。では、最後にその他の項目に行く。ここについてはいかがか。

委員：これは第1の項目に関する事なので、そこで一緒に議論すればいいのではないか。

事務局：第2の本会議の運営方法等の中の3つだけは、本日中にお願いしたいと思う。

委員：最初にお話しした検討事項というところだが、「委員長報告に重みを持たせることは必要なので、その手法をどうするか」ということについていかがか。

委員：これは非常に大事なことだというように思う。だから、委員長報告について、このようにしていただきたい。執行部の方としても、きちんと対応できたかどうかという検証をする必要があると思う。それと、代表質問の取り扱いというのは、私の意見としては、要するに、議会全体としてやるということはまた難しいと思うので、会派のトータル的な意見として当然やるべきものだから、現行のままでよいと思う。

委員：回数と機会を増やしたらどうか。

委員：回数は、今の改選期は3回、通常は2回のままでよいと思う。それともうひとつ、そこで代表質問をもし仮に年4回やるということであれば、代表質問をする人は一般質問と重なると大変になる。今は、全議員が一般質問を年1回やれるようになっており、代表質問した人も一般質問することになっている。そこは事務的に対応した方がよいと思うが、年に2回という現行どおりでよいと思う。それから、文書質問制度は特に必要ない。

委員：では、委員長報告について、重みを持たせる手法について何か意見があれば。

委員：請願の処理経過の報告と一緒に。そんなイメージ。

委員：手法を検討する必要ということか。では、委員長報告に重みを持たせるということで、言葉はもう少し整理させてもらうが、その手法を検討する必要があるということではないか。

（「はい」の声あり）

委員：代表質問のところは、いかがか。

委員：必要な時に行えばよいので、枠を決めなくてもよいと思う。必要であれば、代表者会議の中で決定していただくくらいで、重要な時にはしなければいけないという意味で、2回というように決める必要はないという意味合いで書いた。

委員：これは分かれているので、代表質問の回数等については検討する必要がある。

委員：私が言ったのは、現行どおりでよいが、どうしても代表質問をしなければいけないような状況になった時はやればよいということ。

委員：では、現行は回数が決まっているので、それができるように検討する必要があるということでしょうか。

事務局：基本は現行どおりということで、必要があれば、代表者会議で決定してということ。

委員：では、文書質問制度はいかがか。

委員：必要性はない。

委員：私はないと思う。

事務局：この制度は、事務局から県政に対する質問の方法ということで、こういう制度も一部の都道府県議会で行われているので、三重県議会はどうかということで、検討いただくテーマとしてあげさせてもらったものである。

委員：これは必要なしということでよろしいか。

（「はい」の声あり）

委員：これで一番最初の項目以外は、ひととおり検討いただいた。次回は、四日市市議会の通年議会の取組みについて、1月10日の全員協議会終了後に開催したいかがいかがか。

その後もう一度、この1の項目について検討していただく必要がある。その日程が、1月10日以降にもう1日必要となる。そして、事務局で中間案としてまとめ、委員に提示をさせていただいた後、各党派のご意見を賜るという形になるので、10日以降にあと2回必要となる。10日以降の日程2日間を年内に確定させていただければありがたい。

委員：年内にスケジュールを決めるということか。

事務局：年内に実施をするのではなく、日程調整をさせていただきたいということ。

委員：では、後で中間案のとりまとめまでの日程調整をさせていただく。ご協議いただく事項は以上だが、他に何かないか。

（「なし」の声あり）

委員：なければ以上で、第5回プロジェクト会議を終了する。